b　運営理事会は、次のことを行う。

i　センターの所長がユネスコとの協議の後に提出するセンターの長期及び中期の計画をcの規定に適合するものかどうかについて審査し、及び採択すること。

ii　センターの所長がユネスコとの協議の後に提出するセンターの事業計画案及び予算案（職員配置表を含む。）をcの規定に適合するものかどうかについて審査し、及び採択すること。

iii　センターの所長が提出する年次評価報告書（ユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）、世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項に対するセンターの貢献に関する報告書を含む。）を審査すること。また、そのような貢献を強化するための対応戦略を作成すること。

iv　センターの詳細な財務書類に関する定期的な独立した監査報告書を審査し、及び財務書類の準備に必要な会計帳簿の提出の状況を把握すること。

v　センターが不可分の一部を成す機構に関する関連法令上の枠組みに基づき、センターにおける必要な内部規則を作成し、及び採択すること。

vi　地域の政府間機関、国際機関その他の関係機関によるセンターの活動への参加について決定すること。

c　センターの長期及び中期の計画並びに事業計画及び予算は、機構に関する関連法令上の要件を満たすものとする。また、当該長期及び中期の計画並びに事業計画及び予算は、ユネスコの戦略的な計画の目的及び世界的な優先事項に沿ったものとし、並びに前条に定めるセンターの目的及び任務に適合するものとする。

d　運営理事会は、定期的に、かつ、少なくとも日本国の各会計年度に一回、通常会期として会合する。同理事会は、同理事会の議長の発意により又はユネスコ事務局長の要請若しくは同理事会の構成員の過半数の要請により同理事会の議長が招集する場合には、臨時会期として会合する。

e　運営理事会は、会期と会期との間のセンターの効果的な運営を確保するため、常設の執行委員会に同理事会が必要と認める任務を委任することができる。同委員会の構成員は、同理事会が決定する。

f　運営理事会は、その手続規則を採択する。

第七条　政府による貢献

a　政府は、日本国の法令に従い、センターがその運営及び適切な機能に必要な全ての資源（資金であるか現物であるかを問わない。）を受領するために求められる適当な措置をとることを約束する。センターの資源は、機構が割り当てる資金、政府機関、政府間機関又は非政府機関から受領する拠出及びセンターが提供する役務に対する支払から生ずる。

b　政府は、日本国の法令に従い、センターに対し、主要な大学若しくは調査研究機関の域内又はこれらの近隣に所在する適当な施設を提供するよう努める。

第八条　ユネスコへの財政上の貢献

センターは、ユネスコがセンターに対して行う執行、監督、報告その他の運営上の手続によって生ずる費用を回収することを目的として、この協定の効力発生から毎年十二月三十一日までに、対応するユネスコの計画部門に対し、千アメリカ合衆国ドル相当の又は政府の決定に基づくこれよりも高い年次拠出金を支払う。この関連において、政府は、当該拠出金が、日本国の関係法令に従い、当該拠出金に充当されるセンターの年次予算に含まれ、及びユネスコに支払われることを確保する。

第九条　ユネスコの貢献

a　ユネスコは、ユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）に従い、必要に応じ、センターの活動に対する技術的な援助を次のことによって提供することができる。

i　センターの専門分野においてユネスコの専門家による援助を提供すること。

ii　ユネスコが実施する各種の活動であって、センターが参加することがユネスコの目的及びセンターの目的に合致し、かつ、これらの目的のために有益であると認められるものにセンターを参加させること。

b　aに規定する援助については、その援助がユネスコの計画及び予算に関する規定の範囲内のものである場合を除くほか、行ってはならない。ユネスコは、加盟国に対し、ユネスコの職員の使用及び関連する費用に関する会計報告を提供する。

第十条　参加

a　センターは、センターの目的に関する共通の関心に基づいてセンターとの協力を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国の参加を奨励する。

b　この協定に規定するセンターの活動への参加及び運営理事会への理事としての出席を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国は、参加を希望する旨の通告をセンターに送付する。センターの所長は、この協定の両締約者及びセンターの活動への参加の意思を通告した加盟国に対し、その通告を受領した旨を通報する。

第十一条　責任

ユネスコは、センターがユネスコから法的に独立していることから、センターの作為又は不作為に対して法的に責任を負わないものとし、また、いかなる訴訟手続の対象にもならず、及び財政上その他のいかなる責任も負わない。ただし、この協定に明示的に定める場合は、この限りでない。

第十二条　評価

a　ユネスコは、次の事項を確認するため、センターによって供与される資金により、いつでもセンターの活動についての評価を実施することができる。

i　センターが、その指定が更新された時点におけるユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）に重要な貢献を行っているか。

ii　センターが実際に遂行する活動が、この協定に規定する活動に合致しているか。

b　ユネスコは、この協定の更新を行うため、その指定が更新された時点におけるユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）へのセンターの貢献についての評価を行う。ユネスコによって管理される当該評価は、センターにより資金を供与される。この関連において、政府は、評価のための費用が、日本国の関係法令に従い、評価が行われる年のセンターの予算に含まれ、及びユネスコに支払われることを確保する。

c　ユネスコは、センター及び政府に対し更新のための評価の結論を提出し、及び関連する計画部門のウェブサイトにおいて更新のための評価報告書を入手可能なものとすることを約束する。

d　更新のための評価の結論の後、両締約者のそれぞれは、第十五条及び第十七条に規定するこの協定の内容の改正又はこの協定の更新若しくは終了を要請する選択権を有する。

第十三条　ユネスコの名称及びロゴの使用

a　センターは、ユネスコとの協力関係について表示することができる。したがって、センターは、その名称の前に「ユネスコが賛助する」と表示することができる。

b　センターは、ユネスコの管理機関が定める条件に従い、ユネスコのロゴ又はこれを用いて作成されたロゴをセンターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びウェブサイトを含む。）に使用することを認められる。

c　ユネスコとの有効な合意がない場合には、センターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びセンターのウェブサイトを含む。）にユネスコの名称又はロゴ（名称中に使用されるものを含む。）を使用することは、厳に禁止する。

第十四条　効力発生

この協定は、両締約者による署名の後、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。